

札子施第 1238 号
令和元年（2019 年）8 月 29 日

各施設長 様

札幌市子ども未来局
支援制度担当部長

公定価格の基本分単価に含まれる職員配置について（通知）

日ごろより札幌市の教育・保育行政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記については、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（以下、「留意事項通知」という。）により職員配置が定められているところです。これまで、本市においては基本分単価に含まれる一部の職員配置について各園の実態に応じて配置状況を確認していた箇所がありました。しかし、国においてこの度、幼稚園及び認定こども園についてこれまで基本分単価に含まれていた非常勤講師の配置状況に応じて費用を算定することを目的として、「講師配置加算」を新設した経緯がございます。このため、留意事項通知に定められた必要職員配置ルールに基づき、より厳密に確認していくことが制度上求められております。

つきましては、保育所・地域型保育事業所（認定こども園の保育所部分を含む。）についても、公定価格上措置されていることに鑑み下記のとおりといたしますので、対象となる施設におかれましてはご留意いただきますようお願いいたします。

記

1 適用年月日

令和 2 年 4 月 1 日

2 変更する取扱い

(1) 基本分単価における必要保育士数について

ア 配置基準上保育士数（非常勤保育士）

保育所、小規模保育事業 A 型・B 型・C 型、事業所内保育事業については、留意事項通知上は、算式によって求められた配置基準上保育士数に加え、非常勤保育士（事業所内保育事業所 20 名以上は常勤保育士）を 1 名配置することとされています。

つきましては、**非常勤保育士(※1)(小規模保育事業 B 型・C 型については非常勤保育従事者。事業所内保育事業 20 名以上は常勤保育士)を 1 名配置することを義務**といたします。

イ 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する場合

小規模保育事業A型・B型・C型、事業所内保育事業については、留意事項通知は、保育標準時間認定を受けた子どもが利用している施設の場合、非常勤保育士を1名配置することとされています。

つきましては、**非常勤保育士(※1)(小規模保育事業B型・C型については非常勤保育従事者)を1名配置することを義務**といたします。

※1 適切な非常勤保育士がない場合、常勤保育士で代替できることとします(小規模保育事業B型・C型については保育従事者)。

(2) 家庭的保育事業者の職員配置について

家庭的保育事業者について、必要保育従事者の確認を以下のとおりといたします。

・ 家庭的保育補助者加算を取得する場合

旧：子ども5人につき家庭的保育者及び家庭的保育補助者併せて2人

新：子ども5人につき家庭的保育者及び家庭的保育補助者(※2)を**各1人**

※2 適切な家庭的保育補助者がいない場合、家庭的保育者で代替できることとします。

(3) 分園にかかる職員配置について

分園の職員配置について下表のとおりといたします(旧基準がこれまでの本市基準、新基準が国基準となっております。)

項目		旧基準	新基準	
公定価格基本分単価 に含まれる職員構成	年齢別 配置基準	0歳児	本園・分園あわせて3:1	本園・分園 各 3:1
		1・2歳児	本園・分園あわせて6:1	本園・分園 各 6:1
		3歳児	本園・分園あわせて20:1 (3歳児配置改善加算対象施設は15:1)	本園・分園 各 20:1 (3歳児配置改善加算対象施設は15:1)
		4歳以上児	本園・分園あわせて30:1	本園・分園 各 30:1
	その他	利用定員90人以下	本園・分園あわせて1人	本園・分園 各 1人
		保育標準時間認定子どもが利用する施設	本園・分園あわせて1人	本園・分園 各 1人
		配置基準保育士数(非常勤保育士)	努力義務	本園・分園各1人

<職員配置にかかる影響まとめ表（非：非常勤、常：常勤）>

下表の「影響数」が、給付係の審査上で、従前と比べて令和2年度以降に新たに必要となる職員数です。

施設種別	配置基準保育士数(非常勤保育士)	保育標準時間認定こどもが利用する施設	利用定員 90 名以下	影響数	
				常勤	非常勤
保育所	+非1人				1人
保育所(分園)	+非2人	+常1人	+常1人	2人	2人
認定こども園(分園)		+常1人	+常1人	2人	
小規模A・B・C	+非1人	+非1人			2人
事業所内(20名以上)	+常1人	+非1人		1人	1人
事業所内(19名以下)	+非1人	+非1人			2人

※ 幼稚園、分園の無い認定こども園は影響がありません。

※ 家庭的保育事業者は、常勤の家庭的保育者が1人もいない等の極端な職員構成の場合は影響を受けることがあります。以下は影響を受けるケースの例です。

例：A(家庭的保育者 120 時間/月)、B(家庭的保育者 120 時間/月)、C(家庭的保育者 30 時間/月)、D(家庭的保育補助者 130 時間/月)で、就業規則に定める時間が 160 時間/月の場合

常勤換算時は端数切捨てで、() は切捨て前の数値

・従来はA+B+C+D：常勤換算 2 人 (2.5) で加算取得○

・今後は以下のとおり配分の仕方で取得の可否が分かります。

○→家庭的保育者 A+B：常勤換算 1 (1.5)、家庭的保育補助者 C+D：常勤換算 1

×→家庭的保育者 A+C：常勤換算 0 (0.9)、家庭的保育補助者 B+D：常勤換算 1 (1.5)

※ 公定価格と補助金で計上する人件費は原則重複できません。

このため、上表の公定価格で措置される人数換算に伴い、補助金で計上する人件費にも影響が出る場合がございますのでご注意ください。

例：(保育士の) 人件費を計上できる補助金

私立認可保育所等に対する各種補助金・障がい児保育事業費補助金・時間外保育促進事業に係る補助金・一時預かり(保育)事業費補助金など

3 問合せ先

札幌市子ども未来局支援制度担当部保育推進担当課給付係

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階

電話 011-211-3027